

残留農薬分析 知っておきたい問答あれこれ 改訂4版 2018
農薬取締法改正（平成30年）による新旧対照表

新	旧	該当箇所
生活環境動植物（場合により、水域の生活環境動植物）	水産動植物	P.12, P.14, P.126, P.138, P.139, P.144
「登録を拒否する」、「登録が拒否される」	「登録を保留する」、「登録が保留される」	P.12, P.38, P.138
農薬取締法第4条3項	農薬取締法第3条2項	P.12, P.138
登録基準	登録保留基準	P.12, P.138, P.139, P.143
農薬の登録申請において提出すべき資料について（平成31年3月29日付け30消安第6278号農林水産省消費・安全局長通知）（令和3年8月17日改正版） http://www.acis.famic.go.jp/shinsei/6278/6278_2nd.pdf	農薬の登録申請に係る試験成績について（平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知）	P.39, P.60, P61, P.140, P141, PP.158-167 資料3
特に以下項目については、各ページをご参照ください。 植物の体内での代謝及び農作物等への残留に関する試験成績（ p28, p102 ） 食肉、鶏卵その他の畜産物を生産する家畜の体内での代謝及び畜産物への残留に関する試験成績（ p32, p108 ） 環境中における動態及び土壌への残留に関する試験成績（ p33, p110 ） 試験に用いられた試料の分析法に関する試験成績（ p38, p179 ）	「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について（平成13年10月10日付け13生産第3986号農林水産省生産局生産資材課長通知）	P.39, P.60, P61, P.122, P.123, PP.168-175 資料3
更新された作物群分類表は以下より確認できます。 農薬の登録申請において提出すべき資料について（平成31年3月29日付け30消安第6278号農林水産省消費・安全局長通知）（令和3年8月17日改正版） p.29 別紙 作物残留試験の提出試験数について 2. 作物群を申請する場合 http://www.acis.famic.go.jp/shinsei/6278/6278_2nd.pdf#page=29 【参考】農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法に係る適用農作物等の名称について（平成31年3月29日付け30消安第6281号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知） https://www.acis.famic.go.jp/shinsei/6281.pdf	作物群分類表	P.40
農薬 GLP での試験記録の保管期間 10 年	農薬 GLP での試験記録の保管期間 15 年	P.50

新	旧	該当箇所
<p>特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令（平成 30 年農林水産省令第 76 号） https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=430M60000200076</p>	<p>農薬の毒性及び残留性に関する試験の適正実施について（平成 11 年 10 月 1 日付け 11 農産第 6283 号農林水産省農産園芸局長通知）</p>	P.50, P.126
<p>保存安定性試験について 「添加する濃度は、…通常、定量限界の 10 倍…」 (OECD Test No. 506 による)</p>	<p>「添加する濃度は、…通常、定量限界の 10~100 倍程度…」</p>	P.60
<p>誤字訂正（正）「併行精度」、「併行相対標準偏差」</p>	<p>（誤）「並行精度」、「並行相対標準偏差」</p>	P.119
<p>試料の繰り返し分析について 農薬登録のための農作物等・畜産物への残留に関する分析では、試料の繰り返し分析への規定無し</p>	<p>「同一試料について 2 回以上繰り返し分析し…」、 「1 試料について n=2 以上繰り返し行った…」</p>	P.120, P.123
<p>数値の丸め処理について 農薬登録のための農作物等・畜産物への残留に関する分析では、JIS Z8401:1999 にしたがった丸め処理の規定無し</p>	<p>「農薬登録のための分析では、定量限界の位に JIS Z8401:1999 にしたがって丸めます。」</p>	P.122
<p>現在の農薬 GLP 制度の適用対象となる試験分野は、物理的・化学的性状試験 2 項目、毒性試験 35 項目、遺伝毒性試験 4 項目、生態毒性試験等 15 項目、環境動態試験 6 項目、残留試験 8 項目、原体組成試験等 2 項目となっています。 http://www.acis.famic.go.jp/glp/4215.pdf#page=10</p>	<p>現在の農薬 GLP 制度の適用対象となる試験分野は、毒性試験 32 項目、生体内等代謝（動態）試験 5 項目（家畜代謝試験を含む）、物理的・化学的性状試験 15 項目、水産動植物への影響試験 10 項目及び残留試験 2 項目（作物残留試験及び家畜残留試験）となっています。</p>	P.126
<p>水域 PEC</p>	<p>水産 PEC</p>	P.138
<p>含有濃度</p>	<p>含有量</p>	P.143
<p>最新の分析部位（検体）は以下より確認できます。 https://www.mhlw.go.jp/content/000358849.pdf</p> <p>【参考】農産物の検体部位及び基準値適用部位の見直しについて https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000481931.pdf</p>	<p>資料 1 分析部位（検体）</p>	P.149 資料 1
<p>濃度単位について 農薬登録のための試験では、濃度の単位として mg/kg を推奨 食品、添加物等の規格基準では、ppm を推奨（変更なし）</p>	<p>ppm</p>	

作成日：令和 3 年 8 月 26 日（参照 Web サイトのアクセス確認；令和 3 年 8 月 26 日）